

## 入所利用料金表(利用料その他の費用の額一覧)

## 1 利用料

平成27年8月1日改定

項目	単位	1割負担分	2割負担分	内容
ア 基本額				
( ) 従来型個室	695単位/日	746円/日	1,492円/日	要介護1
	740単位/日	795円/日	1,589円/日	要介護2
	801単位/日	860円/日	1,720円/日	要介護3
	853単位/日	916円/日	1,831円/日	要介護4
	904単位/日	970円/日	1,941円/日	要介護5
( ) 多床室(4人部屋)	768単位/日	825円/日	1,649円/日	要介護1
	816単位/日	876円/日	1,752円/日	要介護2
	877単位/日	942円/日	1,883円/日	要介護3
	928単位/日	996円/日	1,992円/日	要介護4
	981単位/日	1,053円/日	2,106円/日	要介護5
イ 加算額				
夜勤職員配置加算	24単位/日	26円/日	52円/日	厚生労働大臣が定める夜勤職員の勤務条件を満たすもの。
短期集中リハビリテーション 実施加算	240単位/回	258円/回	516円/回	入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。(週に3日以上)
認知症短期集中リハビリテーション 実施加算	240単位/回	258円/回	516円/回	認知症で、リハビリテーションによって改善が見込まれると判断されたものに対して、入所の日から3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に加算。(週に3日を限度)
認知症ケア加算	76単位/日	82円/日	164円/日	認知症専門棟(2階)へ入所した場合に加算。
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	129円/日	258円/日	若年性認知症入所者に対して、個別の担当者を定め、その者を中心に、特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合に加算。
外泊時施設療養費	362単位/日	389円/日	777円/日	居宅における外泊を認めた場合に算定。(月に6日を限度)
ターミナルケア加算	死亡日以前4～30日			医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入所者又はその家族の同意を得て、ターミナルケアに係る計画が作成され、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われた場合に算定。
	160単位/日	172円/日	344円/日	
	死亡日前日、前々日			
	820単位/日	880円/日	1,760円/日	
	死亡日			
	1,650単位/日	1,771円/日	3,542円/日	
初期加算	30単位/日	33円/日	65円/日	入所日から30日以内の期間について加算。
入所前後訪問指導加算	450単位/回	483円/回	966円/回	入所期間が1月を超えると見込まれる場合、退所後に生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービスの策定及び診療方針の決定を行った場合に算定。(入所前30日または入所後7日以内、入所中に1回を限度)
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	33円/月	65円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に算定。

退所前訪問指導加算	460単位/回	494円/回	988円/回	退所に先立って、退所後生活する居宅(他の社会福祉施設等)を訪問し、退所後の療養上の指導を行った場合に算定。(入所中1回を限度)
退所後訪問指導加算	460単位/回	494円/回	988円/回	退所後30日以内に居宅(他の社会福祉施設等)を訪問し、療養上の指導を行った場合に算定。(退所後1回を限度)
退所時指導加算	400単位/回	430円/回	859円/回	退所時に退所後の居宅における療養上の指導を行った場合に算定。(あるいは試行的な退所を行った月から3月間に月1回)
退所時情報提供加算	500単位/回	537円/回	1,074円/回	退所後の主治の医師に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に算定。
退所前連携加算	500単位/回	537円/回	1,074円/回	退所に先立ち、指定居宅介護支援事業者に対して診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行い、各種サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。
栄養マネジメント加算	14単位/日	15円/日	30円/日	食事の状況に配慮した栄養ケア計画を作成し、計画に従った栄養管理を行い、定期的に評価し、必要に応じ計画を見直した場合に加算。
経口移行加算	28単位/日	30円/日	61円/日	経口移行計画を作成し、計画に従い、管理栄養士または栄養士が栄養管理を行った場合に加算。
経口維持加算( )	400単位/月	430円/月	859円/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、経口維持計画を作成し、計画に従い、管理栄養士または栄養士が経口摂取を継続するための特別な管理を行った場合に算定。(著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められたもの)
経口維持加算( )	100単位/日	108円/日	215円/日	医師又は歯科医師の指示に基づき、経口維持計画を作成し、計画に従い、管理栄養士または栄養士が経口摂取を継続するための特別な管理を行った場合に算定。(摂食機能障害を有し誤嚥が認められたもの)
療養食加算	18単位/日	20円/日	39円/日	厚生労働大臣の定める療養食を提供した場合に加算。
緊急時治療管理	511単位/日	549円/日	1,097円/日	病状が重篤となり救命救急医療が必要となり、緊急的な治療管理として、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。(連続する3日を限度)
特定治療		医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じた額		高齢者の医療の確保に関する法律 第64条第3項に規定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合。
所定疾患施設療養費	305単位/日	328円/日	655円/日	肺炎、尿路感染症または带状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定。(月に1回、連続する7日を限度)
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200単位/日	215円/日	430円/日	医師が、認知症の行動・心理症状により在宅生活が困難であり緊急の入所が適当であると判断し、介護保険施設サービスを行った場合に算定。(入所日から7日を限度)
地域連携診療計画情報 提供加算	300単位/回	322円/回	644円/回	所定の算定を受けて医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づき治療等を行い、翌月までに病院に診療情報を提供した場合に算定。(1回を限度)
サービス提供体制強化加算( )イ	18単位/日	20円/日	39円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合に算定。
介護職員処遇改善加算( )		所定単位数に2.7%を乗じた単位数		介護職員の賃金改善に関して計画を策定し、県知事に届け出て、実施し、報告を行った場合に算定。職員の質の向上に係る計画を策定、周知し、研修の実施等を行った場合に加算。
計	(ア+イ(単位))×地域加算率(10.45)×介護職員処遇改善加算(1.027)で計算した合計額の1割または2割			

2 居住費及び食費(利用者10割負担分)

項目	金額	内容
ア 居住費		
従来型個室	2,055円/日	室料及び光熱水費相当
多床室(4人部屋)	460円/日	光熱水費相当
イ 食費		
	462円/食	朝食(食材料費及び調理費)
	668円/食	昼食( " )
	617円/食	夕食( " )

3 その他の日常生活費等(利用者10割負担分)

希望により提供する場合

ア 特別な室料	2,700円/日	1人室(一般棟4室)
	1,620円/日	2人室(一般棟1室)
イ おやつ代	205円/食	おやつ
ウ 特別な食事費	実費	ご希望に応じて特別な食事の提供にかかる費用
エ 理美容代	1,900円/回	カット
	5,400円/回	パーマカット
	4,500円/回	カラーカット
オ 日用品費	154円/日	別紙参照
カ 教養娯楽費	実費/回	美術・音楽・園芸・書道・ペーパークラフト・ダンス等ご希望される場合
キ 健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種費等

4 その他の日常生活費等とは区分される費用(利用者10割負担分)

項目	金額	内容
衣類レンタル代	670円/日	業者委託(株柴橋商会)
タオルレンタル代	260円/日	業者委託(株柴橋商会)
牛乳代	72円/本	牛乳・ヨーグルト等
診断書代	5,400円/1通	死亡診断書等

利用者負担金は月末で締め、ご利用月の翌月15日に請求書を郵送、27日(土・日・祝日等による金融機関が非営業日の場合は、その後の最初の営業日)に、ご指定の口座より引落しさせていただきます。ご利用月の翌々月初めに引き落としを確認し、領収書は15日に郵送いたします。

日用品費のコース品目につきましては、希望によりそれぞれ単品で購入ができます。

特別な室料、特別な食事(おやつを除く)及び上記以外で購入されたものについては、消費税の課税対象となります。